

◎新潟県告示第891号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成29年7月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成29年4月14日	早川 喜一郎	二級建築士	第5073号	死亡
平成29年4月14日	鈴木 光次	二級建築士	第12957号	死亡
平成29年4月28日	津端 正志	二級建築士	第7198号	死亡
平成29年6月9日	長谷川 輝榮	二級建築士	第4754号	死亡
平成29年6月9日	江川 和一	二級建築士	第16111号	死亡
平成29年6月23日	柳崎 秀三	二級建築士	第4880号	死亡